給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第２８号

京都府宇治市広野町丸山44番地の15
再生債務者　岩田　博
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年７月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年７月11日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２４年（再ロ）第５号

堺市東区野尻町102番地３　サウスプレイス大津池A棟202号
再生債務者　山本　通弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年７月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年７月10日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２４年（再ロ）第１号

岡山県津山市加茂町桑原62番地５
再生債務者　大田　忠良
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年７月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年７月10日　岡山地方裁判所津山支部

給与所得者等再生による再生計画取消

平成２０年（再ロ）第３号

山形県米沢市松が岬３丁目２番９号
再生債務者　岡部美智也
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成20年９月25日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年７月12日　山形地方裁判所米沢支部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項第２号の規定により、次の教育職員免許状は失効した。
平成24年７月23日　沖縄県教育委員会

1　氏名　伸宗根康裕　本籍地　沖縄県
高等学校教諭一種免許状　地理歴史
授与年月日　平成13年３月19日
授与権者　福岡県教育委員会
2　氏名　池原　洋子（旧姓：久高）
本籍地　沖縄県
(1)　中学校教諭一種免許状　外国語（英語）
(2)　高等学校教諭一種免許状　外国語（英語）
授与年月日　昭和54年３月31日
授与権者　東京都教育委員会
(3)　小学校教諭二級普通免許状
授与年月日　昭和58年４月15日
授与権者　沖縄県教育委員会
3　失効年月日　平成24年６月20日
4　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十四年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十四年七月十三日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年七月九日
掲載頁　一五四頁（号外第一四九号）
(乙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年六月十五日
掲載頁　一〇三頁（号外第一三〇号）
平成二十四年七月二十三日
愛知県名古屋市瑞穂区竹田町四丁目一番地
(甲)　日産部品東海販売株式会社
代表取締役　江畑　二郎
静岡県静岡市駿河区池田六五
(乙)　日産部品静岡販売株式会社
代表取締役　江畑　二郎

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
なお、この合併については平成二十四年七月九日に大阪府知事の認証を得ています。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
平成二十四年七月二十三日
大阪府大阪市北区梅田二丁目五番二号
(甲)　特定非営利活動法人日本フラワーハートセラピスト協会
理事　中居　成子
大阪府大阪市北区梅田二丁目五番二号
(乙)　特定非営利活動法人日本心理療法士協会
理事　中居　成子

合併公告

債権者及び株主等関係者　各位
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十四年九月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
(乙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年六月十九日
掲載頁　九十一頁（号外第一三三号）
平成二十四年七月二十三日
広島県廿日市市木材港南一番一号
(甲)　株式会社ウッドワン
代表取締役　中本　祐昌
島根県鹿足郡吉賀町有飯二八四番地
(乙)　株式会社中国住建
代表取締役　竹田　平

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の建設・土木・不動産業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　確定した最終事業年度はありません。
(乙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年七月十日
掲載頁　六十三頁（号外第一五〇号）
平成二十四年七月二十三日
山形県新庄市十日町二七六〇番地の九
(甲)　株式会社新庄・鈴木・柴田組
代表取締役　柿﨑　和朗
山形県最上郡鮭川村大字佐渡二一四八番地
(乙)　株式会社柴田組
代表取締役　柴田　誠一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の建設業全てに関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　確定した最終事業年度はありません。
(乙)　掲載紙　山形新聞
掲載の日付　平成二十四年七月十日
掲載頁　二頁
平成二十四年七月二十三日
山形県新庄市十日町二七六〇番地の九
(甲)　株式会社新庄・鈴木・柴田組
代表取締役　柿﨑　和朗
山形県最上郡戸沢村大字角川一五番地五
(乙)　鈴木建設株式会社
代表取締役　甲州　和雄

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の建設業全てに関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　確定した最終事業年度はありません。
(乙)　掲載紙　山形新聞
掲載の日付　平成二十四年七月十日
掲載頁　二頁
平成二十四年七月二十三日
山形県新庄市十日町二七六〇番地の九
(甲)　株式会社新庄・鈴木・柴田組
代表取締役　柿﨑　和朗
山形県新庄市十日町二七六〇番地の一
(乙)　新庄建設株式会社
代表取締役　吉田　秀夫